

## < 国民健康保険・国民年金の届出について >

医療保険制度と年金制度では、国民（一部の外国人を含む）はなんらかの公的医療保険・公的年金に加入しなければなりません。

会社を退職したときや就職したときなどには、国民健康保険の加入や脱退のため次のような届出が必要となりますので、退職された方、従業員の方で該当される方、手続きが未だお済みでない方は、必要事項が記載された裏面の証明書をお持ちになり、お住まいの市区町村窓口で届出をしてください。

◎ 健康保険等から国民健康保険・国民年金へは自動では切り替わりません。世帯主又は本人による窓口での手続きが必要ですので、14日以内に届出をしてください。

### 国民健康保険

加入・脱届出には、マイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード等）及び本人確認書類①顔写真ありの場合1点（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）②顔写真なしの場合2点（基礎年金番号通知書・印鑑手帳等）が必要となります。

また、届出の事由により次の必要書類も併せてお持ちください。

#### 加入届出

| 届出が必要な場合               | 必要書類    |
|------------------------|---------|
| 退職したとき<br>被扶養者でなくなったとき | 資格喪失証明書 |
| 転入したとき                 | 転出証明書   |
| 就学のため転出したとき            | 在学証明書   |

#### 脱届出

| 届出が必要な場合                 | 必要書類                                                                          |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 就職したとき<br>被扶養者になったとき     | ・職場で取得した健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ、健康保険取得証明書<br>・国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ、もしくは被保険者証 |
| 転出したとき<br>転出先で学生でなくなったとき | 国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ、もしくは被保険者証                                             |

#### 詳しくはこちらまで

いわき市役所 国保年金課 調査給付係  
☎ 0246 (22) 7456

### 国民年金

#### 加入届出

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入しなければなりません。会社等を60歳前に退職され、厚生年金や共済年金の加入者でなくなった場合は、年金事務所または市町村の窓口で加入の届出をしてください。

なお、20歳以上60歳未満でこれらの方に扶養されていた配偶者も、国民年金加入手続きが必要です。

◎申請に必要なもの：退職年月日のわかる書類、基礎年金番号通知書等

#### 保険料の免除申請

前年の所得が少ないなど経済的な理由または失業などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請免除制度がありますので、加入届出の際、窓口で御相談ください。

なお、申請後に次の要件で審査があります。

- ① 申請免除は、申請者本人、配偶者、世帯主の3名全員の前年所得が一定基準以下に該当すること
- ② 納付猶予制度は、50歳未満の方で申請者本人及び配偶者の方の前年所得が一定基準以下に該当すること

◎申請に必要なもの：基礎年金番号通知書等

#### 詳しくはこちらまで

いわき市役所 国保年金課 国民年金係  
☎ 0246 (22) 7464